

## 香川県立図書館

# 児童資料団体貸出

## ご利用ください！

「児童資料団体貸出」は、県立図書館にある児童資料を学校や文庫、ボランティアなどの団体で利用できるサービスです。

子どもの読書環境の整備や充実、学習活動の支援などにぜひご活用ください。

### 利用できる団体とは？

- 保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校
- 5名以上の子どもに読書の場を提供している文庫、放課後児童クラブなどの団体
- 子どもの読書活動を推進する5名以上の大人で構成されるボランティア団体など

### こんな本があります。

- 調べ学習に活用できる多様な分野の児童書
- 読み聞かせや行事に活用できる絵本や紙芝居
- 大人数への読み聞かせに活用できる大型絵本やパネルシアター

**登録のための手続きなど、詳しくは裏面をごらんください。**



お問い合わせ・申し込み先

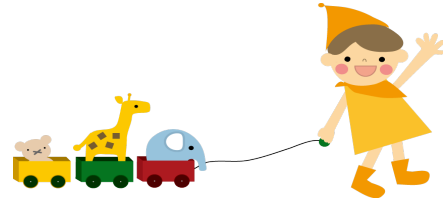
香川県立図書館 資料課 児童資料担当

TEL : 087 (868) 0567

FAX : 087 (868) 0607

E mail : [toshokan@pref.kagawa.lg.jp](mailto:toshokan@pref.kagawa.lg.jp)

## 利用できる団体の種類と、 登録方法は次のとおりです。



### 保育所・幼稚園・小学校・特別支援学校

- 1校（園・所）1団体として登録ができます。
- 申請時に必要なもの
  - ・ 申請書
- 1団体につき100冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。



### 子どもに読書の場を提供している団体

- 利用する子どもが5名以上の団体が登録・利用できます。
- 申請時に必要なもの
  - ・ 申請書
  - ・ 団体の規約や活動の状況がわかる資料
- 1団体につき100冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。



### 子どもの読書活動を推進する大人で構成される団体

- 構成員が5名以上の団体が登録・利用できます。
- 申請時に必要なもの
  - ・ 申請書
  - ・ 構成員名簿
  - ・ 団体の規約や活動の状況がわかる資料
- 1団体につき30冊まで、1ヶ月間貸し出しできます。

## 申請方法について

- ・ 申請される前に必ず県立図書館にお問い合わせください。
- ・ 申請時に必要なものを用意し、FAX等で提出してください。（様式は県立図書館HPからダウンロードできます。）
- 「香川県電子申請・届出システム」からも申し込みできます。（利用者登録（法人）が必要です。）



## ご注意いただきたいこと

- ・ 申請から、「児童資料団体貸出承認書」と資料貸出カードのお渡しまでに1週間ほどかかります。
- ・ 貸出の対象は、県立図書館所蔵児童資料です。（一般図書やAV資料は対象外です。）
- ・ 資料の予約はできません。
- ・ 貸出、返却のための本の運搬は、団体にて行ってください。
- ・ 県内の他の図書館への返却等はできません。
- ・ 年度末に「活動状況報告書」を提出していただきます。

